

平成30年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成30年6月11日

閉 会 平成30年6月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月11日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 中川 悟 君
議会事務局 主幹 坂本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5番 坂本 豊 君
6番 吉田 勉 君

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 6 報告第 2号 平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
- 第 7 報告第 3号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 第 8 報告第 4号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第 9 報告第 5号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第10 報告第 6号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第11 報告第 7号 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 第12 報告第 8号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第13 議案の上程・提案理由の説明
議案第19号 蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基金設置条例の一部を改正する条例案

- 議案第 20 号 蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を改正する
条例案
- 議案第 21 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 22 号 蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 議案第 23 号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の制定について
- 議案第 24 号 平成 30 年度蓬田村一般会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 25 号 平成 30 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 1
号）案
- 議案第 26 号 平成 30 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
案
- 議案第 27 号 平成 30 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 第 14 議案第 19 号 蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基金設置条例の一部を
改正する条例案
- 第 15 議案第 20 号 蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を改正する
条例案
- 第 16 議案第 21 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 17 議案第 22 号 蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 第 18 議案第 23 号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の制定について
- 第 19 請願第 3 号 主要農作物種子法の復活等をもとめる請願

午前9時36分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成30年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番坂本 豊君、6番吉田 勉君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月13日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月5日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第4臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年3月定例会後の主なる行事及び会議等についてご報告を申し上げます。

3月13日、蓬田中学校卒業式がありまして、これに出席をいたしました。

3月16日、蓬田村土地改良区総代会が、ふるさと総合センターで開催されまして、これに出席をしております。

3月20日、蓬田小学校卒業式がありまして、これに出席をいたしました。

3月26日、青森地域広域事務組合議会の定例会が広域消防本部でありまして、これに出席をいたしました。

4月1日、蓬田村消防団春季火防演習が行われ、これに出席しております。

4月16日、蓬田村連合婦人会総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をしております。

4月7日午前中に蓬田小学校の入学式、午後は蓬田中学校の入学式がございまして、これに出席をいたしました。

4月の19日、外ヶ浜地区春の安心安全まちづくり大会、これは交通安全あるいは防犯の大会でございますが、これが開催されましたので、外ヶ浜中央公民館で出席をしております。

4月の22日、交通安全母の会によるマスコット配布がありまして、これが村の駅よもつとで行われました。これに参加をしております。

5月11日、外ヶ浜地区交通安全協会蓬田支部総会がふるさと総合センターでありましたので、これに出席しております。

5月13日、蓬田中学校運動会が総合グラウンドで行われ、これに出席しております。

5月14日、東津軽郡町村会の総会が青森市内で開催されました。私が今現在の会長でございますので、これを主催しております。

5月の15日、蓬田村農業再生協議会がございまして、ことしの平成30年度の米の作付、あるいは転作の中身について、各委員と協議したということでございます。

5月18日、蓬田村商工会総会がよもぎ温泉で開催され、これに出席しております。

5月21日、村内の田植え励行ということで、村、村議会、そして農協で、合同で督励で巡回をしてございます。

5月の25日、全国自治体政策研究交流会会議プレ大会ということで、8月に大会がございませけれども、その前段としての大会がありまして、ワ・ラッセに出張しております。

6月1日、自由民主党中山間地農業を元気にする委員会からの要請によりまして、ホタテ貝残渣肥料とタマネギ栽培の振興ということで、事例発表してまいりました。これは東京都の自民党本部でございませ。

6月3日、平内町定期観閲式が夜越山公園でありまして、これに出席しております。

6月6日、青森県主催の町村長会議ということでラ・プラス青い森で開催され、これに出席しています。

6月9日、外ヶ浜町定期観閲式、これは蟹田漁港で行われまして、これに参加しております。

6月10日、今別町定期観閲式がございましたが、これは副村長に出席していただいております。

また、同日午後から、県町村会重点施策国会議員の説明会ということで、郡の会長でございまして、委員会に、この説明会に出席しております。

主なるものについて説明いたしました。以上のおりご報告いたします。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第1号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第5、報告第1号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 報告第1号、蓬田村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求め。

専決理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求め。

次のページをお願いします。

専決第8号、専決処分書。

蓬田村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

提案理由。地方税法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の改正が必要となり専決処分するものである。

主な改正事項が、大きく分けて4つございます。

1つ目として、個人所得課税の見直し。これは給与所得控除、それから公的年金等控除から基礎控除への振りかえとなります。給与所得控除、公的年金等控除の10万円引き下げに伴い、基礎控除を33万円から43万円と同額引き上げるものです。

次に、給与所得控除の見直しについてですが、給与所得控除が上限となる給料収入を1,000万円から850万円に引き下げ、控除額の上限が220万円から195万円に引き下げられました。

次に、公的年金等の控除の見直しですが、公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額を195万5,000円とする上限を設定しました。公的年金等収入以外の金額が1,000万円超の場合、控除額を10万円、2,000万円超の場合、控除額を20万円、それぞれ引き下げました。

2つ目として、固定資産税の見直しです。平成30年度評価がえに際し、固定資産税等の負担調整措置を、現行の仕組みを3年間延長しました。

3つ目です。たばこ税の見直しです。たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げます。

次に、加熱式たばこですけれども、国のたばこ税と同様に、課税方式の見直しをし、5年間かけて段階的に移行します。

4つ目ですが、税負担軽減措置等についてです。固定資産税等の特例措置として、新築住宅に係る税額の軽減措置を2年間延長します。また、バリアフリー改修工事を行った住宅に係る税額の軽減措置の縮減及び延長を行っております。

附則。この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第2号 平成29年度蓬田村一般会計補正予算(第8号)の専決処分について

○議長(藤田修一君) 日程第6、報告第2号平成29年度蓬田村一般会計補正予算(第8号)の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 報告第2号、平成29年度蓬田村一般会計補正予算(第8号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚お開きください。

専決第1号、平成29年度蓬田村一般会計補正予算(第8号)。

平成29年度蓬田村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億710万2,000円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ23億6,633万円とするものであります。

総務課関係の歳入のほうをご説明申し上げます。

9ページ、お開きください。

9款1項1目1節地方交付税、特別交付税として4,922万9,000円を増額してごさいます。

12ページ、お開きください。

13款2項2目総務費国庫補助金、1節から4節までありますけれども、おのこの事業確定による増減がありまして、総額で20万2,000円の減額となっております。

次のページ、お開きください。13ページです。

14款2項1目総務費県補助金、青森県地域の元気支援事業費補助金、事業確定による

減額で41万8,000円減額してございます。

次のページ、14ページ、お開きください。

14款3項1目総務費委託金28万9,000円の増でありますけれども、1節から4節まで事業確定による増減がありまして、28万9,000円の増額となっております。

その下、15款1項2目利子及び配当金、これはおのおのの基金の利子配当金が確定したもので、118万5,000円を増額してございます。

次のページ、15ページをお願いします。

2段目、16款1項1目1節一般寄附金、ふるさと納税寄附金、減額の31万円、それから一般寄附金が増額の9,000円で、合計で30万1,000円の減額となっております。

その次の次の段、17款2項3目公共用施設整備基金繰入金として2,420万円を減額してございます。

次のページ、16ページをお開きください。

19款3項1目1節第三セクター貸付金償還金収入として、700万円の減額をしてございます。これは実績に基づく減額でございます。

次のページ、17ページをお願いします。

19款4項2目の1節雑入です。一番下の派遣職員人件費負担金494万9,000円を増額してございますが、これは青森地域広域事務組合、後期高齢者医療広域事務組合のほうに職員を1人派遣しておりまして、その職員の分の給与の分を増額してございます。

それから、その下の段、20款1項1目2節高規格救急自動車整備事業債90万円の減額ですが、これは外ヶ浜消防署にことし整備した救急自動車の入札減による減額でございます。

次に、歳出であります。歳出の19ページをお願いします。

2款1項4目財産管理費の13節委託料、社会保障・税番号制度システム整備事業委託料ですけれども、246万2,000円の減額です。これは事業確定によるものです。

それから、8目企画費の21節貸付金の700万円の減額ですが、これも確定のため減額したものであります。

20ページをお願いします。

2款1項13目財政調整基金費の25節積立金、蓬田村財政調整基金積立金として7,361万5,000円、それから14目公共用施設整備基金費、蓬田村公共用施設整備基金積立金として1億5,000万円をおのおの増額してございます。

総務課関係は以上であります。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 税務課関係の主な項目について説明させていただきます。

歳入です。8ページをお願いします。

1款1項1目1節現年課税分、特別徴収450万円、普通徴収1,790万円を計上しております。

次に、1款2項1目1節現年課税分5,760万円を計上しております。

次に、2款1項1目1節自動車重量譲与税432万5,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

下から2つ目です。7款1項1目1節自動車取得税交付金466万8,000円を計上しております。

歳出になります。19ページをお願いします。

下から2つ目になります。2款1項11目13節委託料、地積図修正及び筆界測量等委託料20万円を減額計上しております。

次のページ、20ページです。

中段です。2款2項2目8節報償費、村税完納奨励金30万円を減額計上しております。いずれも事務事業の終了に伴い精査したものであります。

以上です。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 住民課関係の主なものについてご説明をさせていただきます。

23ページをお開きください。

歳出になります。

3款1項1目28節繰出金、国保特別会計に関する繰出金、合わせて721万円を増額計上しております。今回の補正は、国保事業事務事業費の確定に伴い、予算調製を行ったものでございます。

次のページをお開きください。

3款1項2目28節繰出金、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に関する繰出金、合わせて1,781万3,000円を減額計上しております。今回の補正は、介護事業並びに後期高齢者医療事業の事務事業費の確定に伴い、予算調製を行ったものでございます。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） それでは、健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

23ページをお開きください。

3款1項1目20節扶助費230万3,000円を減額計上しております。

次に、25ページ目をお開きください。

3款1項5目20節扶助費335万4,000円を減額計上しております。

続いて、26ページ目をお開きください。

4款1項2目予防費584万1,000円を減額計上しております。

次に、27ページ目をお開きください。

4款1項3目環境衛生費985万5,000円を減額計上しております。

続いて、28ページをお開きください。

4款1項4目母子衛生費601万7,000円を減額計上しております。いずれも年度事務事業の終了に伴い精査し、予算調製したものでございます。

以上です。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 産業振興課関係の予算の説明をしてみたいです。

歳入、13ページをお開き願います。

14款2項4目農林水産業費県補助金28万円の減額です。これは事業確定による減額によるものです。

続きまして、31ページ、歳出をお願いします。

6款1項8目水田農業構造改革対策費18万2,000円の減額です。これは水田対策交付金、それから再生協議会、パート賃金等の支払いにおいて、国10分の10の補助金です。

次、32ページをお開き願います。

6款1項11目農業人材力強化総合支援事業費で85万7,000円の減額です。内訳は、青森市との連携サポート関係の負担金の減額分です。

それから、続きまして、中ほどの6款3項2目の漁港管理費19節ですけれども、191万4,000円の減額です。これは最終、県負担金の事業確定分です。

続きまして、その下の7款1項1目の商工業振興費ですけれども、19節で43万9,000円の減額です。これは東青広域連携負担金の減額をするものです。

続きまして、33ページをお開き願います。

7款1項3目の観光費ですけれども、72万7,000円の減額です。これは魅力のふるさと誘客促進事業等の、要は市町村元気事業の事業確定分に伴い減額された分です。

以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） それでは、建設関係の主なものについて説明をいたします。

まず、歳入、10ページをお開き願います。

下段になります。12款1項3目土木使用料1節の住宅使用料は、実績に基づき22万2,000円の減額となります。

次に、12ページをお開き願います。

上段、13款2項3目土木費国庫補助金1節の社会資本整備総合交付金は、額の確定により494万7,000円の増額となります。

済みません、10ページにお戻りください。

先ほど下段の12款1項3目土木使用料の住宅使用料は、私先ほど22万円と言いましたが、225万2,000円の減額であります。申しわけございません。

続いて、12ページをお開き願います。

上段の13款2項3目土木費国庫補助金1節社会資本総合交付金は、額の確定により494万7,000円の増額となります。その内訳はよもっと団地分155万8,000円、橋梁補修分256万7,000円、村道舗装補修工事分82万2,000円と、それぞれ増額となります。

次に、歳出、34ページをお開き願います。

下段の8款2項1目15節道路維持費の工事請負費145万6,000円の減額で、支出金額の確定により減額をしております。

35ページをお開き願います。

上段、8款2項1目17節公有財産購入費201万7,000円、その下、22節補償補填及び賠償金66万8,000円、それぞれ支出金額の確定により減額をしております。

中段、8款2項2目11節除排雪費、需用費の369万3,000円の減額、主なものとして消耗品、燃料費が支出の確定により減額をしております。

36ページをお開き願います。

上段の8款2項2目14節使用料及び賃借料78万7,000円の減額、その下、8款2項2目22節補償補填及び賠償金196万9,000円、それぞれ支出金額の確定により減額をしてお

ります。

37ページをお開き願います。

上段になります。8款4項2目公営住宅建設費15節工事請負費949万8,000円、支出金額の確定により減額をしております。

以上です。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 教育委員会の主な予算についてご説明をいたします。

12ページ、歳入をお開きください。

13款2項4目の教育費国庫補助金です。3節の学校施設環境改善交付金、こちらは499万4,000円を事業の確定等により減額しております。

17ページをお開きください。

下の段です。20款村債のところ、4目教育債、蓬田中学校海外研修事業債、こちらは実績に基づいて減額したものです。70万円減額しております。

続きまして、37ページをお開きください。

歳出になります。

下の段です。10款1項2目の事務局費、賃金のほう、合わせて188万2,000円を減額しております。その下、9節の旅費、こちらにも英語指導助手にかかわる旅費46万8,000円を減額しております。

次のページをお開きください。

下の段になります。10款教育費、小学校費、学校管理費ですが、12節役務費のところ、通信運搬費、こちらは予算の組み替えによるものです。139万4,000円を減額しております。その下、13節の委託料、屋内運動場耐震補強工事設計監理委託料、その下、15節の工事請負費、屋内運動場耐震補強工事費、こちらは県のほうと協議した結果、工事の見直しということで減額になったものです。

次のページをお開きください。

10款3項の中学校費です。1目の学校管理費11節の需用費、こちらは燃料費、光熱費、合わせて61万5,000円を減額しております。その下、13節委託料、屋内運動場耐震補強工事設計監理委託料62万6,000円と、それからその下、15節工事請負費、それと石油ストーブ交換工事費134万8,000円を事業の確定により減額しております。

2目の教育振興費19節負担金補助及び交付金のところ、蓬田中学校海外研修事業負担

金、こちらも77万1,000円を研修事業費確定により減額しているものです。

その下、一番下になりますけれども、10款教育費4項の1目幼稚園費のところ、19節負担金補助及び交付金、こちらは幼稚園就園奨励費補助金ということで、対象者がなかったということで30万円の減額をしております。

次のページをお開きください。

10款5項社会教育費1目の社会教育総務費です。7節の賃金、施設整備人夫賃28万2,000円を減額しております。その下、報償費も同じく10万3,000円を減額しております。そして、15節工事請負費、中沢小学校記念館修繕工事費、こちらも事業の確定により11万2,000円を減額しております。

その下、3目ふるさと総合センター費、需用費ですが、こちらも光熱費、修繕料合わせて39万1,000円を減額しております。

その下、役務費、通信運搬費、こちらは先ほどと同じく、予算の組み替えにより158万3,000円を減額しております。その下、13節の委託料、屋根塗装防水改修工事設計監理委託料、そしてポーチ改修工事設計監理委託料、ともに工事のほう終了いたしまして、確定ということで合わせて91万8,000円を減額しております。

次のページをお開きください。

10款6項の保健体育費、真ん中の段になります。3目のトレーニングセンター管理費、こちらも光熱費と修繕料を合わせて21万8,000円を減額しております。

一番下、4目施設費28節の繰出金、学校給食センター特別会計繰出金と学校給食センター特別会計給食費繰出金、合わせて146万2,000円減額しております。

教育委員会については以上でございます。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 8ページの固定資産税の増額、これは補正が5,760万円増額になっているわけですが、固定資産税が当初予算よりもこれだけふえるという理由は何なのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） この5,760万円ですけれども、これは国配分で新幹線の方でふえたものであります。

以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番(坂本 豊君) そういうふうに説明してもらえればわかるのですけれども、何も説明欄にないので、これだけ巨額の固定資産税がふえる理由がないわけですよね。当初からこれはわかっているということなのか、突然出てきたのか、ついでに説明をお願いします。

○議長(藤田修一君) 税務課長。

○税務課長(川崎幸治君) これは29年度の当初予算では、最初は見込めなかった数字でありまして、途中で国からの配分でこの5,760万円が出てきたということで、3月議会でも同じような説明をいたしました。

以上です。

○議長(藤田修一君) 5番。

○5番(坂本 豊君) 当然、毎年この金額に計上されるということなのか。もう一つは、新幹線の工事費というのは莫大にかかっているわけですが、これはその工事費の1%にもならないような感じがするわけですが、何%ぐらいの固定資産税の割合なのか、ちょっとついでに説明していただけますか。

○議長(藤田修一君) 税務課長。

○税務課長(川崎幸治君) これは償却資産の分で配分されたものでありまして、全体の数字はこちらでは捉えておりません。

以上です。

○議長(藤田修一君) 7番木村 修君。

○7番(木村 修君) 10ページをお願いします。

土木使用料225万2,000円の減額について、その内容を説明願います。

○議長(藤田修一君) 建設課長。

○建設課長(木村伸一君) これについては、入居者の所得による減により家賃が減になったということと、入居者の減、約5戸ほどの入居者が減になりましたので、その分の減額であります。

以上です。

○議長(藤田修一君) 7番木村 修君。

○7番(木村 修君) 27ページをお願いします。

一番下の合併処理浄化槽設置事業ですけれども、29年度は何基設置されたのか伺います。また、年何基計画しているのか伺います。

- 議長（藤田修一君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（高田一憲君） 休憩をお願いします。
- 議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時27分 再開

- 議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

健康福祉課長。

- 健康福祉課長（高田一憲君） 先ほどの質問に対してお答えします。

合併浄化槽ですけれども、平成29年度の実績として、5人槽が5基、7人槽が9基、10人槽が1基という実績となっております。

また、次年度についての計画ですけれども、予算を182万2,000円交付される計画として、その予算内で運用するとういことになってございます。

以上です。

- 議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。5番坂本 豊君。

- 5番（坂本 豊君） 16ページの第三セクター貸付金マイナス700万円になっていますが、これはアシストへたしか昨年貸し付けたわけですが、これとの関係はどういうふうになっているのか、ちょっと説明してください。

- 議長（藤田修一君） 総務課長。

- 総務課長（小松生佳君） 第三セクターへの貸付金の関係ですけれども、歳出側でも2,000万円の予算を見ていまして、貸す分は歳出のほうで貸します。その貸したものを返してもらう場合は、歳入のほうで2,000万円の予算を見て、返してもらう場合はあくまでも収入ということで見ております。なので、歳出側でも700万円減額していますので、実績的には1,300万円を歳出的には貸し付けをしたと。それで1,300万円を返してもらったという形で、2,000万円の予算が実際は1,300万円の額になったということで、おのおの700万円ずつを減額してございます。

以上です。

- 議長（藤田修一君） ほかに質疑はありませんか。1番小鹿重一君。

- 1番（小鹿重一君） 39ページの一番下のほうの教育費ですけれども、幼稚園費ということで、幼稚園の就園奨励費補助金、なかったという説明でしたけれども、これは例え

ば蓬田の保育園の場合は、保育園ですからそうですけれども、例えば他町村の、他市町村といたしますか、の幼稚園に行った人もないと、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 幼稚園就園奨励費の補助金は認定こども園という名前以外の幼稚園に入った場合に補助するものです。村外の幼稚園に行っても補助の対象となります。ただ、現在ないということです。

○議長（藤田修一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

日程第7 報告第3号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第7、報告第3号平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 報告第3号、平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決第2号、平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万8,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ2,082万7,000円とする。

5 ページをお開きください。歳入です。

平成29年度の給食の特別会計事業が終了したことによって減額ということになります。

1 款負担金としまして、給食費負担金及び給食費負担金滞納繰越分、合わせて44万6,000円の減額となります。

その下、繰入金といたしまして、合わせて146万2,000円の減額となります。

歳出については、次のページをお開きください。

4 節の共済費から12節の役務費まで、合わせて158万5,000円の減額としております。

そして、下の段ですが、給食費の賄い料としまして34万3,000円の減額となっております。

以上となります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。7 番木村 修君。

○7 番（木村 修君） 5 ページの一番上、負担金46万5,000円の減額の内容についてご説明願います。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 給食収入は児童生徒のほうから給食費として集金、集めたものでして、今回計上したよりも少なかったということです。

○議長（藤田修一君） 7 番。

○7 番（木村 修君） 未納者はいないということですか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 未納者については、小学校、中学校、それぞれ1 家庭において分割で支払ってもらうように今しております。

○議長（藤田修一君） 教育課長、あと、これは生徒数の減少により少なくなったとか、そういうふうなこと、予算の見たときから見れば少ないという、そういうふうな説明のほうで、質問者はわかりやすいと思うのですが、議長がこういうことをしゃべるのも変ですが、よろしく願います。教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 失礼しました。当初見ていた予算より、やはり毎年児童生徒は減少しておりますので、その分の減少もあるかと思えます。

○議長（藤田修一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第4号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)の専決処分について

○議長(藤田修一君) 日程第8、報告第4号平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長(大川誠治君) 報告第4号、平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決第3号、平成29年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,078万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,302万5,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入になります。

1款1項国民健康保険税、一般被保険者、退職被保険者等と合わせて264万1,000円を減額。

次のページをお開きください。

3款1項国庫負担金2,987万1,000円を減額。

3款2項国庫補助金2,361万1,000円を減額。

次のページをお開きください。

5款1項前期高齢者交付金1,114万9,000円を減額。

6款2項県補助金1,327万5,000円を減額。

7 款 1 項共同事業交付金3,481万1,000円を増額。

次のページをお開きください。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金720万8,000円を減額しております。

13ページをお開きください。（「9 款繰入金」の声あり）

済みません、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金720万8,000円を増額しております。

済みません、9 ページ、5 款 1 項前期高齢者交付金1,114万9,000円を増額。

13ページのほうをお開き願います。

歳出になります。

2 款 1 項療養諸費、一般被保険者と退職被保険者等の療養給付費、療養費と合わせて、次のページ、1,800万4,000円を減額。

2 款 2 項高額療養費、一般被保険者と退職被保険者の高額療養費、高額介護合算療養費と合わせて、次のページ、268万3,000円を減額。

17ページをお開きください。

7 款 1 項共同事業拠出金2,108万9,000円を減額しております。

19ページをお開きください。

9 款 1 項基金積立金2,688万3,000円を計上しております。

また、その他各費目におきましても所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ2,078万2,000円を減額しております。

今回の補正は、国保事業事務事業費の確定に伴い、予算調製を行ったものでございます。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第5号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
(第5号)の専決処分について

○議長(藤田修一君) 日程第9、報告第5号平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長(木村伸一君) 報告第5号、平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第4号、平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ329万9,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億274万4,000円とする。

5ページをお開き願います。

歳入の主なものとして、1款1項1目水道使用料、直近の実績に伴い、360万1,000円の減額となります。これについては、まずは人口の減少により給水人口が減っているため、閉栓も結構あったということで、ちょっと過大に当初予算を見積もったということと、昨年水道事故に伴いまして、どうしても赤水とか発生したので、それで調定額が下がったというところがございます。

下段、4款1項1目雑入として90万8,000円、これは今言いました昨年の融雪溝の工事において発生した水道事故に伴い、損害賠償額の確定による増額ということで、90万8,000円増額して総額が170万円ほどということになってございます。

7ページをお開き願います。

歳出の主なものとして、一般管理費1款1項1目15節工事請負費162万3,000円、その下、備品購入費76万4,000円、それぞれ減額しております。

その他各費用についても、水道事業の確定に伴い、予算調製を行っております。

以上です。(「備品購入費の額、誤り」の声あり)

済みません、備品購入費は77万4,000円です。申しわけないです、訂正いたします。

以上です。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、報告第5号は承認することに決定いたしました。

○議長(藤田修一君) ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時54分 再開

○議長(藤田修一君) 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第10 報告第6号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について

○議長(藤田修一君) 日程第10、報告第6号平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長(大川誠治君) 報告第6号、平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決第5号、平成29年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,690万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,397万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入になります。

1款1項介護保険料特別徴収、普通徴収、合わせて3,264万円を減額。

3款2項国庫補助金507万4,000円を増額。

次のページをお開きください。

4款1項支払基金交付金1,791万7,000円を減額。

5款1項県負担金221万5,000円を増額。

5款3項県補助金220万9,000円を減額。

次のページをお開きください。

6款1項一般会計繰入金1,125万5,000円を減額しております。

12ページをお開きください。歳出になります。

2款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費から、次ページ、10目特例居宅介護サービス計画給付費まで、合わせて3,633万8,000円を減額。

次のページをお開きください。

2款2項介護予防サービス等諸費216万1,000円を減額。

16ページをお開きください。

2款6項特定入所者介護サービス等諸費729万9,000円を減額。

次のページをお開きください。

3款1項介護予防生活支援サービス事業費718万4,000円を減額。

次のページをお開きください。

3款2項一般介護予防事業費568万9,000円を減額。

次のページをお開きください。

3款3項包括的支援事業任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費から、次ページ、6目地域ケア会議推進事業費まで、合わせて683万5,000円を減額。

次のページをお開きください。

4款1項基金積立金1,340万8,000円を計上しております。

また、その他各費目におきましても所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ5,690万5,000円を減額しております。

今回の補正は、介護事業事務事業費の確定に伴い、予算調製を行ったものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、報告第6号は承認することに決定いたしました。

日程第11 報告第7 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算
(第1号)の専決処分について

○議長(藤田修一君) 日程第11、報告第7号平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 報告第7号、平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

1枚お開きください。

専決第6号、平成29年度蓬田村の宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ692万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,000円とするものであります。

5ページをお開きください。歳入です。

1款1項1目1節宅地造成地売払収入642万4,000円を減額してございます。これは売れ残っている一区画分でございます。

次のページ、歳出です。

1款1項総務管理費として692万円の減額をしております。

説明は以上です。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、報告第7号は承認することに決定いたし

ました。

日程第12 報告第8号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第12、報告第8号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 報告第8号、平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決第7号、平成29年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ444万円を減額し、予算の総額をそれぞれ7,695万7,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料171万8,000円を増額。

3款1項一般会計繰入金655万9,000円を減額。

7ページをお開きください。歳出になります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金429万3,000円を減額。

その他各費目におきましても所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ444万円を減額しております。

今回の補正は、後期高齢者医療事業の事務事業費の確定に伴い、予算調製を行ったものでございます。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、報告第8号は承認することに決定いたしました。

日程第13 議案の上程・提案理由の説明

○議長(藤田修一君) 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案9件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長(久慈修一君) それでは、平成30年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案9件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第19号、蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基金設置条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険制度の改正に伴い、蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基金設置条例の改正が必要となり、提案するものでございます。

議案第20号、蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例案は、国民健康保険制度の改正に伴い、蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条例の改正が必要となり、提案するものであります。

議案第21号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり、提案するものであります。

議案第22号、蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は、高齢者の医療の確保に関する法律において、第55条の2が新設され、同条に規定する住所地特例の取り扱いに準じ、「青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領」の改正があり、それに伴い条例を改正する必要があるため、またその他字句の修正を行うために提案するものでございます。

議案第23号、蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、新たに条例を制定する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第24号、平成30年度蓬田村一般会計補正予算(第1号)案につきましてご説明を申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金1,540万円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費361万7,000円、民生費693万4,000円、土木費341万7,000円などを増額し、教育費36万5,000円を減額しております。

このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,643万8,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ22億5,922万8,000円となるわけであります。

議案第7号、平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として繰入金1万円、歳出として、総務費1万円を増額しており、予算規模は、歳入歳出それぞれ22億2,227万3,000円となるわけでございます。

議案第25号、平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で繰入金59万7,000円を増額し、歳出で総務費59万7,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに59万7,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ2,229万8,000円となるわけであります。

議案第26号、平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で繰入金264万3,000円を増額し、歳出で総務費264万3,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに264万3,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ4億6,939万2,000円となるわけであります。

議案第27号平成30年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で繰入金495万円を増額し、歳出で総務費495万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに495万円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ5億2,193万9,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

日程第14 議案第19号 蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基金設置
条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第14、議案第19号蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基

金設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第19号、蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基金設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基金設置条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。国民健康保険制度改正に伴い、蓬田村国民健康保険高額療養費資金貸付基金設置条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをごらんください。

第3条中「蓬田村国民健康保険の被保険者」を「青森県国民健康保険の被保険者であつて村内に住所を有する者」に改めるものであります。

これは、国民健康保険の運営主体が平成30年度から、村から県へ移行になる制度変更に伴い改正するものであります。

なお、この条例の規定は平成30年4月1日から適用するものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第20号 蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第15、議案第20号蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条

例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第20号、蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。国民健康保険制度改正に伴い、蓬田村国民健康保険出産費資金貸付基金条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをごらんください。

第4条中「蓬田村の国民健康保険の被保険者」を「青森県国民健康保険の被保険者であって村内に住所を有する者」に改めるものであります。

これは、国民健康保険の運営主体が平成30年度から、村から県へ移行になる制度変更に伴い、改正するものであります。

なお、この条例の規定は平成30年4月1日から適用するものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第21号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第16、議案第21号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 議案第21号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをお願いします。

この条例の一部改正は、医療分の上限を54万円から58万円に引き上げ、軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を、それぞれ5割軽減の対象となる世帯は27万円から27万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯は49万円から50万円に控除額を引き上げるものです。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税条例については、なお従前の例による。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） これを改正しますと、国保税の最高限度額というのは幾らになりますか。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 今回の国保分のところが4万円引き上げになりまして、国保税上の限度額が93万円になります。

以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第22号 蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第17、議案第22号蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(高田一憲君) 議案第22号、蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案。

蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものとする。

提案理由といたしまして、高齢者の医療の確保に関する法律において、第55条の2が新設され、同条に規定する住所地特例の取り扱いに準じ、「青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領」の改正があり、それに伴い条例を改正する必要があるため、また、その他字句の修正をするため提案するものです。

次のページをごらんください。

具体的な内容をご説明いたします。

現行制度では、住所地特例者が75歳年齢到達等により国民健康保険から後期高齢者医療保険に加入する場合、後期高齢者医療での住所地特例が適用されないため、施設所在地の後期広域連合が保険者となっています。住所地特例制度において、本来の目的である対象施設を抱える住所地保険者の財政負担等が過大にならないようにするための措置であることから、今回の改正において、後期高齢者医療保険においても負担不均衡を是正するとしたものです。この取り扱いに準じ、本条例案を提案するものです。

なお、この条例の規定は平成30年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第23号 蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準を定める条例の制定について

○議長(藤田修一君) 日程第18、議案第23号蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(大川誠治君) 議案第23号、蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

蓬田村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

提案理由。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、新たに条例を制定する必要が生じたため提案するものである。

次のページから条例になります。

この条例は、法改正により居宅介護支援事業者の指定権限について、県から村に移譲されたため、新たに制定するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものです。

説明は以上になります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。7番木村 修君。

○7番(木村 修君) 2ページ、村内にこの居宅介護支援事業所はあるのか。もしあるとすれば、何カ所あるのか、お聞きします。

○議長(藤田修一君) 暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分 休憩

午前 11 時 31 分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 村内の施設ということで、ケアマネージャーのいる事業所で、蓬生園にある、よもぎケアセンター、村内の場合はですね、ということになってございます。

以上です。

○議長（藤田修一君） 7 番木村 修君。

○7 番（木村 修君） それでは、この居宅介護支援事業そのものについて、村ではどういうふうに考えていくのか、再度お聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 居宅の介護支援ということで、居宅の要介護者等が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行って、介護保険施設等への入所を要する場合は、その施設への紹介を行うということになってございます。

以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 6 名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第19 請願第3号 主要農作物種子法の復活等をもとめる請願

○議長（藤田修一君） 日程第19、請願第3号主要農作物種子法の復活等をもとめる請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については、委員会の付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時35分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 8月14日

蓬田村議会議長 藤田 修一

会議録署名議員 坂本 豊

会議録署名議員 吉田 勉